

正誤

ページ段行

誤 正

令和七年十月三十日（号外第二百四十一号）国土交通省告示第九百八十一号（進入管制区を指定する告示等の一部を改正する告示）
(原稿誤り)

一四 梱中運用時間 7時30分から21時40分から20時30分まで 時30分まで
令和七年十月三十一日（号外第二百四十二号）
国土交通省告示第九百九十三号（火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口及び排気口の構造方法等を定める件）
(原稿誤り)

五四 ページ上段終りから五行目の前に次を加える。
三 手動開放装置を設ける」と。
三四 前号の手動開放装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から八十七センチメートル以上一・五メートル以下の高さの位置に天井から吊り下げて設ける場合においては床面からおむね一・八メートルの高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。
令和七年十月二十八日東北地方整備局告示第八十一号（都市計画に関する件）
(原稿誤り)

五上 終りから
四 令和十八年
一 令和十三年